

高等学校国語科における指導の在り方に関する研究

－言語活動及び評価方法の改善を中心に－

「高等学校教科指導の充実に関する研究（国語）」研究会において、平成25年度から実施される新学習指導要領でより明確になった、言語活動を通じて言語能力を育成するという国語科指導の在り方について研究した。授業における言語活動の目的を明確にし、評価の観点・評価規準・評価方法を明らかにした指導事例を作成・実施して、言語活動の効果的な実践方法を探究した。同時に評価規準に基づいた観点別学習評価についても研究を進め、各学校における授業と評価の改善のための資料として供することを旨とした。

〈検索用キーワード〉 学習指導要領 高等学校 国語科 国語総合 言語活動
評価規準 観点別 授業実践

研究会委員

県立尾西高等学校教諭	武田 和男
県立瀬戸窯業高等学校教諭	八橋 崇
県立五条高等学校教諭	板垣 光保
県立豊田北高等学校教諭	小宮山寛之
県立岡崎東高等学校教諭	伊藤 君江
県立時習館高等学校教諭	澤口 文利
総合教育センター研究指導主事	松原 正明
総合教育センター研究指導主事	小崎 早苗（主務者）

1 はじめに

新学習指導要領は、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から全面实施されている。高等学校においては、平成22年度から先行実施されている総則や特別活動、平成24年度入学生から先行実施されている数学と理科に続き、平成25年度入学生から全面实施される。この学習指導要領改訂に際して、そのねらいを実現するための具体的な手だてとして重視されている柱の一つが「言語活動の充実」である。

平成21年3月公示の「高等学校学習指導要領」は、平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえた改訂がなされたものであり、この改訂に続いて、平成22年3月の中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」を受け、平成22年5月には文部科学省初等中等教育局長通知として「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」が発出された。

このような一連の学習指導要領改訂等の方向を定めた今次学校教育法では、第30条の第2項において学力の重要な3つの要素が示されている。すなわち、(1)基礎的・基本的な知識・技能、(2)知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、(3)主体的に学習に取り組む態度の3要素である。このうちとりわけ思考力・判断力・表現力の育成に資する目的で、学習指導要領の改訂等に際して各教科等を貫く改善の視点として言語活動の充実が挙げられているというよう

に理解することができる。

こうした言語活動を重視するに至る検討は、直接には平成17年度中央教育審議会への審議要請に際して、「国語力の育成」が「学習指導要領の見直しに当たっての検討課題」の内に示されたことに始まったものである。これを受けて、平成20年の答申においては、「国語をはじめとする言語は、知的活動（論理や思考）だけではなく、（中略）コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある」として、各教科等における言語活動の充実が、各教科等を貫く重要な改善の視点として位置付けられたのである。

おおむね以上のような背景により、あらゆる学習活動を通して重視されることとなった言語活動であるが、これは文字通り「活動」であって、国語科以外の各教科等においては、各教科等における内容について指導するための手だてである。すなわち、各教科等における言語活動は、国語科で培った能力を基本に充実が図られるものであり、こうした言語活動を可能にする言語能力の育成を第一義的に担う教科である国語科においては、その役割について改めて認識を深め、授業改善を図ることが求められている。

2 研究の目的

当センターにおける研究調査事業の一つである「教科指導の充実に関する研究（国語）」においては、国語教育の当面する課題について調査研究を進め、各校における教科指導の充実のために供している。

当研究会では、新学習指導要領の実施に当たり、国語科における言語活動の在り方について研究を進めてきた。とりわけ、新学習指導要領において位置付けの改められた「言語活動例」に代表される言語活動について、効果的な授業実践の方法を探ることを目的として研究を重ねてきた。これは、国語科の指導を通して身に付けさせるべき言語能力等について、それを育成する指導の手だての側から研究したものである。

これと一体をなす研究の側面として、評価の在り方についても評価規準の設定を中心に研究を進めてきた。平成22年度の愛知県総合教育センター研究紀要第100集の「高等学校国語科における指導と評価の在り方に関する研究（中間報告）－『国語総合』における言語活動を中心に－」においては、「国語総合」を中心として県内各校で用いられている「国語科年間学習指導計画」が、指導と評価の計画としてどのような課題を有しているかを明らかにし、年間学習指導計画に示すべきと考えられる評価規準を例示した。平成23年度は、この評価規準に依拠して、指導と一体化した妥当性、信頼性のある評価を実現しうる授業改善について検討した。今年度は引き続き、言語活動を位置付けた効果的な授業の在り方と、評価規準とともに評価方法や評価時期も考慮した具体的な評価の在り方に関する研究を進め、各学校での実践上の参考とすることを目的とした。

3 研究の方法

- (1) 学習指導要領改訂及び評価の在り方に関わる諸答申や通知等の文献を参考にして、改訂によって高等学校国語の共通必修科目となる「国語総合」における言語活動の在り方を検討する。
- (2) 指導と評価の在り方について、総合教育センターにおける先行研究等を基にして、現状における授業と評価の課題を分析する。
- (3) (1)を基にして、「国語総合」の「評価規準の設定例」を作成し、単元における言語活動に対

応する「具体的な評価規準の設定例」を「指導事例」として作成する。

- (4) 「指導事例」を基に、研究協力委員が所属する各学校の生徒の実態等を考慮して授業実践を行い、「評価規準の設定例」に依拠した学習評価の妥当性について検証する。

4 研究の内容

(1) 研究に当たっての留意点

研究に当たって、次の共通理解の下に研究を進めた。

- ア 言語能力の向上を目指した学習指導要領改訂のねらいと授業実践とをつなぐ。
- イ 各学校における授業改善の方途を提案する。
- ウ 他教科等の指導の基本となる言語能力を育成する国語科の指導の在り方に配慮する。

(2) 研究の対象とする科目等

学習指導要領の改訂に際して、高等学校の教育課程としての共通性を重視する観点から、学習の基本、社会人として必要な国語の能力を育成する科目として共通必修科目とされた「国語総合」を研究の対象とする。

(3) 新学習指導要領に基づく評価規準の設定例

当センター研究紀要第100集「中間報告」において県立高等学校で現在使用されている「国語科年間学習指導計画」の傾向を分析した結果、学習指導要領等と対応した評価規準を設定する方法や、単元ごとの具体的な評価規準の設定方法、学習活動と学習評価を対応させる方法等が十分には理解されていないという課題が明らかになった。そこで、国語科における内容のまとまりに対応した評価の観点である「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」の3観点について、「国語総合」の評価規準を「中間報告」において例示した。この評価規準によって単元、学期、学年における学習状況を評価することができるか、またこれが煩雑に過ぎることはないかを、本研究においても実践を通して検討した。

本研究において用いている評価規準は、新学習指導要領において「国語総合」の「2内容」に「(1) 次の事項について指導する」とある指導事項を、言語活動例や教材と対応させやすく、科目の指導を通じて漏れなく、しかもバランスよく指導できるように配慮して細分化したものである。領域別の指導事項とそれに対応する「評価規準の設定例」における項目数は【表1】の通りである。

【表1】指導事項と「評価規準の設定例」の項目数

領域	学習指導要領の 指導事項の項目数	「評価規準の設定例」 とした項目数
A 話すこと・聞くこと	4	12
B 書くこと	4	9
C 読むこと	5	15

これらの項目の具体的な内容は、後出の指導事例ごとに【資料1】「具体的な評価規準の設定例」として掲載する表に、『話す・聞く能力』に関する評価規準の設定例等として記載したものである。これらの項目のアルファベット a, b 等は、それぞれ対応する領域の「指導事項」ア, イの順に対応しており、評価規準と「指導事項」との対応を明確にした指導と評価がなされるように配慮した。これらの「具体的な評価規準」は具体的とは言いながら、特定の単元や教材等との対応を想定して設定したものではなく、次項に述べる「言語活動における具体的な評価規準の設定例」として、更に具

体化することで単元計画に位置付けることができるものである。本研究のまとめで、それぞれの指導事例ごとに示した指導計画において、これらの評価規準を具体的な学習活動の中に位置付け、評価方法の例と合わせて示している。また、これらの評価規準の設定例は、学習指導要領の「指導事項」を基に、『高等学校学習指導要領解説国語編』（以下「解説」）の内容を参考にして、おおむね学習の過程に沿った順序となるよう配列した。

なお、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月）によって示された国語科の特性に応じた評価の観点、【表2】のような対応関係にあるものであり、それぞれの内容のまとまりに応じた評価の観点は、単に表現や理解の言語技能についてだけでなく、思考・判断・表現の観点を含んでいる。このことは評価規準を具体化するに当たって注意すべき点である。

【表2】〔学力の要素と評価の観点との対応のイメージ〕

学力の要素 (学校教育法)	評価の観点	国語科の特性に応じた 評価の観点
主体的に学習に 取り組む態度	関心・意欲・態度	関心・意欲・態度
(習得した知識・技能を活用して課題 を解決するために必要な) 思考力・判断力・表現力その他の能力	思考・判断・表現	話 す ・ 聞 く 能 力
基礎的・基本的な 知識及び技能	技能	書 く 能 力
	知識・理解	読 む 能 力
		知識・理解

この評価規準の設定例を用いた実践の中で、以下のような点も明らかになった。例えば、「国語総合」 「A 話すこと・聞くこと」には「指導事項エ 話したり聞いたり話し合ったりしたことの内容や表現の仕方について自己評価や相互評価を行い、自分の話し方や言葉遣いに役立てるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすること」といった項目がある。本研究においては、ここから「Ad② 話したり聞いたり話し合ったりした際の表現の仕方について自己評価や相互評価を行い、自分の話し方や言葉遣いに役立てている」という評価項目を設けている。これを実際の指導計画と対応させて位置付けるためには、「音声言語活動→自己評価・相互評価→音声言語活動」という一連の学習活動を設けることが必要であり、このような活動なしに「自分の話し方や言葉遣いに役立てる」ことについて指導したり、評価したりすることはできない。後出の〈指導事例1〉においては、評価規準を「Ad① 話したり聞いたり話し合ったりしたことの内容について自己評価を行い、ものの見方、感じ方を豊かにしている」とし、「音声言語活動→自己評価・相互評価」という学習活動を設定した。評価規準を細かく設定しておくことで、指導すべき内容を明らかにすることのできた一例である。

このように、「指導事項」を細分化した評価規準をあらかじめ設定しておくことは、指導を焦点化し、その成果を測るために有効な手だてであり、個々の具体的な指導例については後出の指導事例において詳細に述べている。

(4) 単元を貫く柱としての言語活動に対応した「具体的な評価規準の設定例」について

本研究においては単元を貫くように設定した言語活動の過程に対応した具体的な評価規準を例示しており、それぞれの指導事例に【資料1】として示した「具体的な評価規準の設定例」がこれである。

本研究においては、「言語活動例」として例示されている活動が具体的にはどのような学習過程によって成立するものであるかを分析し、この活動を通して身に付けさせることができる「指導事項」にある言語能力、つまり「評価規準」と対応する能力との対応を明らかにすることを目的の一つとしている。したがって、指導事例にある単元構想においては想定していない学習活動であっても、一連の言語活動の中に設定することが可能であれば、これと対応する具体的な活動や教材に対応した「具体的な評価規準」をできるだけ多く記載するという方針をとっている。

その上で、「具体的な評価規準の設定例」の「重点化」欄に「○」の記載のある欄と、空欄の欄とを区別している。「重点化」欄に「○」のない項目に対応する学習活動は、実施したとしても該当の単元における重点的な指導の内容としては構想しておらず、したがって実際の指導においても、学習集団全体に対して指導の手だてを講じ、この成果を評価するということはしていない。なお、ここでいう「重点的指導」とは、単元の指導事項として設定し、一部の生徒の必要に応じた指導ではなく、生徒全員を対象として指導し、全員を評価の対象とする位置付けの指導をいうものである。

なお、指導事例において設定する言語活動は学習指導要領の言語活動例として挙げられているものから設定し、主たる教材は現行の「国語総合」で用いられているものから選定している。

(5) 指導事例の領域、言語活動と主たる教材例

指導事例として【表3】に示す4事例を挙げた。内訳は「話すこと・聞くこと」の領域における単元化の1事例、「書くこと」の領域における単元化の1事例、「読むこと」の領域における単元化の2事例である。また、教材の分野は現代文を用いたものが1事例、古典を用いたものが2事例、現代文と古典とを共に用いているものが1事例である。

なお、＜指導事例1＞は当センター研究紀要第100集「中間報告」に「指導事例1」として、＜指導事例3＞は同101集に「指導事例6」として掲載したものを、一部変更して掲載した。

【表3】指導事例の領域等

	領域	言語活動	主な教材
<指導事例1>	話すこと・聞くこと	随想を読んでスピーチしよう	随想「書きたい気持ちを大切にしたい」井形慶子
<指導事例2>	読むこと	読み比べることで主題を考えよう	「羅生門」芥川龍之介・『今昔物語集』
<指導事例3>	読むこと	「児のそら寝」を朗読劇の脚本にしよう	『宇治拾遺物語「児のそら寝」』
<指導事例4>	書くこと	「三夕の和歌」を基に着想した短歌を詠もう	『新古今和歌集』

5 研究の成果と今後の課題

(1) 単元を貫く柱としての言語活動

今回の学習指導要領改訂に際しては、既に先行実施されている「総則」において教育課程編成の一

般方針の第1項目に「言語活動の充実」が含まれており、学校教育において思考力・判断力・表現力を育む礎となる言語能力を育成する教科としての国語科の役割の重さが一層強調されている。そこで、各学校の国語科の授業改善に資するべく、まだ十分な成果としてまとまってはいないが、現段階における成果と課題を報告するものである。

本研究における理解では、「言語活動例」として示されている言語活動とは、単元を貫く柱として設定し、単元における学習活動を、個々の教材に限定したものでなく、一連の学習活動として位置付けるための装置である。このことを単元の始めに生徒に示すことによって、生徒は学習に見通しを立て、個々の学習活動の意義を意識して、意欲的に学習に取り組むことができる。そのため、この柱として示す言語活動は、生徒が具体的にイメージできる既習の活動である必要があり、指導者は、ねらいとする言語能力等を身に付けることが必要な言語活動を、それにふさわしい教材と合わせて設定することで、その言語活動の過程を通して期待する能力が身に付いたかどうかを評価することになる。

したがって、単元を貫く柱としての言語活動を設定するためには、指導者としてはまず、学習者の学習履歴と現時点における言語能力や興味・関心等を把握することが必要である。また、それぞれのまとまった言語活動がどのような言語能力を基盤として成立するものであるかについて分析的に理解しており、かつ具体的な指導方法を体得していることも不可欠である。そうして、このような単元の柱としての言語活動を展開する過程に、新たな言語能力等を身に付けることが必然となる学習活動を設定する。こうした単元の中に含まれる学習活動においては、国語科の必然として言語を用いた話し合い、説明、要約、資料検索等の活動があり、これらについて指導することで、教科のねらいとする言語能力等を身に付けさせることになるのである。

(2) 評価方法の改善に向けて

今回実践事例として掲載している4事例は、研究員それぞれの所属校における実践を経て修正を加えた数多くの事例から選択したものである。指導事項（指導目標）－言語活動－評価規準－評価方法（評価時期）の一連のつながりに整合性があり、指導目標が達成され、妥当性・信頼性のある評価を行った事例を、各学校における実践上の参考として示すことがねらいであった。そのねらいはある程度達成できたと思われるが、なお改善の余地は大きい。

実践を通して最も課題があると感じたのは、評価方法（評価時期）に関することであった。単元終了後の定期考査のみでなく、各授業における学習活動の達成度を適切に評価するには、ペーパーテストによる評価とは異なるさまざまな工夫が必要であり、実践の積み重ねによる方法の蓄積が欠かせない。今回示した事例においては、自己評価・相互評価を行う項目のねらいを生徒が理解していなかったり、ワークシートの構造化が不十分なため生徒の記述が焦点化されなかったりして、計画通りの評価を実施できなかった事例があった。今後多くの実践・検討を積み重ね、方法・手段の蓄積を図っていくことにより、より妥当な評価が可能になっていくのではないかと思う。今後の課題として取り組んでいきたい。

また、定期考査のみでなく、各授業における学習活動の達成度について評価し点数化することについては、教科を超えて学校全体で共通理解を図る必要がある。今回の研究においてこの点には言及していないが、生徒及び教科担当の教員ばかりでなく、保護者や学級担任、その他すべての教員にも理解される妥当性のある評価を行うためには、教科を超えて情報交換を行い、共通理解を図るよう心がけることが肝要である。

評価規準の設定方法等についても、「中間報告」以降修正の必要な箇所があり、今後とも実践を重ねることによって、より適切なものに改善していきたい。

これら以外にも残る課題は多いものの、本研究の目的は、この研究に当たった研究会の名称にもある「教科指導の充実」であり、今後とも御批正を賜りつつ研究を継続したい。

・参考文献等

- 文部科学省 『高等学校学習指導要領』 平成21年3月告示
- 文部科学省 『高等学校学習指導要領解説国語編』 平成22年6月
- 文部科学省 『中等教育資料』「高等学校国語の指導の改善」 平成20年3月号から平成24年2月号（以下継続連載）
- 中央教育審議会 「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善等について（答申）」 平成20年1月
- 文部科学省初等中等教育局長通知 「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」 平成22年5月
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター 「評価規準の作成のための参考資料 小学校編」 平成22年11月
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター 「評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校編）」 平成23年3月
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター 「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校編）」 平成23年7月
- 西辻正副編著 「国語の授業を変える1 評価規準をどう創るか 中・高等学校編」明治書院 平成23年7月
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター 「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校 国語）」 平成24年3月
- 文部科学省 「言語活動の充実に関する指導事例集～思考力，判断力，表現力等の育成に向けて～【高等学校版】」 平成24年6月
- 愛知県総合教育センター 「高等学校国語科における評価規準，評価方法等のあり方に関する研究 —「国語総合」年間学習指導計画の作成を中心に（中間報告）— 『総合教育センター研究紀要第92集』（平成14年度）
- 愛知県総合教育センター 「高等学校国語科における指導と評価の在り方に関する研究（中間報告） —「国語総合」における言語活動を中心に— 『総合教育センター研究紀要第100集』（平成22年度）
- 愛知県総合教育センター 「高等学校国語科における指導と評価の在り方に関する研究 —「国語総合」における言語活動を中心に— 『総合教育センター研究紀要第101集』（平成23年度）